

# 役員選任規程

一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会

## 役員選任規程

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）の定款第13条に基づく役員を選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (役員を選出)

第2条 会長は、あらかじめ会員の立候補によって会長候補者を選出し、複数名が立候補した場合に会員総会（以下「総会」という。）において選挙を実施（以下「会長選挙」という。）するものとする。

- 2 副会長は、前項によって選出された会長が副会長を推薦し、理事会において承認された後、総会において決定する。
- 3 会長が欠けたときは、副会長の中から理事会において選出する。
- 4 副会長が欠けたときは、副会長を補充する必要がある場合において、会長が理事の中から推薦し、理事会において決定する。
- 5 第1項により選出された会長及び第2項により選出された副会長以外の理事は、会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 6 監事は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

#### (選挙の時期)

第3条 第2条第1項による会長選挙は、会長等の任期満了となる定款第29条第1項に定める定例総会に行うものとし、その旨を概ねひと月前までに公示しなければならない。

#### (選挙人の資格)

第4条 選挙人は、会長選挙を行う年の1月1日までに会員として承認され、会費が納入されている者でなければならない。

#### (会長選挙立候補者の資格)

第5条 会長選挙に立候補しようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 会長選挙を行う年の1月1日までに会員として承認され、会費が納入されている会員である事。
- (2) 会長選挙の開票日においても会員であること。

#### (副会長候補者の資格)

第6条 会長選挙の候補者が推薦する副会長候補者の資格要件は、前条の会長選挙立候補

者の資格要件を適用する。

## 第2章 選挙管理

### (選挙管理)

第7条 理事会は、会長選挙及び当該候補者が推薦する副会長候補者の承認に関する事務を行うために、本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員の選出等)

第8条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、会員の中から合理的な方法により選出し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 委員は3名とし、うち1名を委員長とする。
- 3 理事会は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

### (委員の任期)

第9条 委員の任期は、前条により選出された日から選挙を実施し、選挙結果を発表する日までとする。

### (委員会の職務)

第10条 委員会は、会長候補者の選出に関する次の事務を行う。

- (1) 会長選挙の公示
  - (2) 立候補者の届出受理及び審査
  - (3) 立候補者名簿の公表
  - (4) 選挙結果の確認と発表
  - (5) その他の必要な事項
- 2 委員会は、会長選挙にかかわる手続き及び事務の取り扱いを、この規程により行わなければならない。
  - 3 委員会の委員は、役員に立候補し、又は候補者を推薦することが出来ない。

### (公示内容)

第11条 第3条の公示は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 任期
  - (2) 立候補受付期間
  - (3) 投開票日
  - (4) その他必要事項
- 2 委員会は、前項の公示をもとに、会員の中から候補者を募るものとする。

## 第3章

### (立候補の受付)

第12条 委員会は、5日以上7日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(立候補の手続き)

第13条 会長選挙に立候補しようとする者は、所定の期日までに次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 立候補にあたっての所信及び本会の運営方針
- (2) 履歴書
- (3) 会長選挙を行う年の1月1日までに承認された会員10名の推薦書

2 前項の届出は、立候補受付期間内に必着とする。

(立候補者名簿の公表)

第14条 委員会は、立候補者が提出した書類に基づき、候補者名簿を作成し、次の各号について会員に公表しなければならない。

- (1) 候補者の氏名、性別、年齢
- (2) 候補者の略歴、会員としての施設・事業所名

(選挙の方法)

第15条 会長選挙は、次のとおり執り行うものとする。

- (1) 会長選挙は、総会において無記名投票を実施し、即日開票・決定する。
- (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された専用の投票用紙に○印を付して投票する。
- (3) ○印の得票数の多い者を当選とする。

2 前項の投票において、次の各号にいずれかに該当する場合は無効票とする。なお、各号に該当しないものは委員会で判断する。

- (1) 正規の投票用紙を用いていないもの。
- (2) 投票用紙の候補者の氏名の欄に○印以外を記入したもの。
- (3) ○印が1よりも多いもの。
- (4) 判読できないもの。

3 最多得票数が同数となった場合は、総会で理事の投票をもって決する。

(投票管理人兼開票立会人)

第16条 委員会は、投票を管理し、かつ開票に立ち会う者を本会役員以外の会員の中から1名指名しなければならない。

2 委員会は、開票立会人の意見を聞き、投票の効力を決定する。

(選挙結果の報告)

第17条 委員会は、会長選挙の結果を理事会に報告する。

## 第4章

(規程の変更)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

### 附則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日（平成24年 5月14日）から施行する。